

『社会的養護内容』正誤表

46 ページ，表 2-2「親族里親の対象児童」の記載に，以下の通り誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

(誤) ① 当該親族里親と三親等以内の親族であること

↓

(正) ① 要保護児童の扶養義務者であること

注：東日本大震災を機に，2011 年 9 月に親族里親の要件が「三親等以内」から扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹）に変更された。

(2017.4)